

「勧められるままに契約したけど、あとでよく考えたら必要ないので解約したい。どうしたらいいの？」  
「今からでもクーリング・オフできるの？」などお困りの方はお気軽にお電話ください。

# 訪問販売・電話勧誘販売110番！



- 「布団を点検します」と訪問し、「これはクリーニングしたほうがよい」と言って持ち帰り、後日「洗えないほど痛んでいた」と言われ、新たに高価な布団を購入させられた。



- 「全員が志望校に合格できるから」とすすめられ、息子もやる気になったので進学塾だと思って契約したら、実は指導付の学習教材の契約だった。



- 「無料で床下点検をしています」と家を訪ねてきて点検後、「このままだと強い風がふいたり地震がきたら家が倒れてしまいますよ。」などと言われ、床下換気扇や家屋補強金物を取り付けられた。



弁護士・司法書士・消費生活相談員など専門家がお答えします

**11月18日(土)10時~16時**  
**075-213-0161**



**主催 NPO法人 京都消費者契約ネットワーク**

★消費者団体訴訟制度の担い手をめざして京都で消費者契約に関する問題に取り組む消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士らで構成する NPO 法人です。

★問い合わせ先:075-211-5920